



# セカンドオピニオン

横浜市

2024年10月18日

サステナビリティボンド・フレームワーク (2024)

サステナブルファイナンス本部  
担当アナリスト：富田 陽介

格付投資情報センター(R&I)は、横浜市が策定した「横浜市サステナビリティボンド・フレームワーク」(2024年10月策定)が以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。

|                               |                          |
|-------------------------------|--------------------------|
| グリーンボンド原則(2021、ICMA)          | グリーンボンドガイドライン(2022、環境省)  |
| ソーシャルボンド原則(2023、ICMA)         | ソーシャルボンドガイドライン(2021、金融庁) |
| サステナビリティボンド・ガイドライン(2021、ICMA) |                          |

## ■資金使途(グリーン)

| 事業区分   | 対象プロジェクト                |
|--|-------------------------|
| クリーン輸送   | ・神奈川東部方面線整備             |
| エネルギー効率  | ・市役所 RE100 推進事業         |
| 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理<br>持続可能な水資源及び廃水管理<br>気候変動への適応 | ・公園整備事業((仮称)旧上瀬谷通信施設公園) |
| 気候変動への適応   | ・河川整備                   |
| 汚染の防止及び抑制<br>気候変動への適応                                | ・下水道整備                  |

## ■ 資金使途(ソーシャル)

| 事業区分   | 対象プロジェクト   | 対象となる人々   |
|--|--|---|
| 手ごろな価格の基本的<br>インフラ設備<br>社会経済的向上とエン<br>パワーメント | ・インフラ施設の整備、改修                                    | 自然災害の罹災者を含<br>むその他の弱者グループ   |
| 必要不可欠なサービス<br>へのアクセス<br>社会経済的向上とエン<br>パワーメント | ・保育所等整備<br>・特別養護老人ホーム整備<br>・地域ケアプラザ整備<br>・文化施設整備 | 子ども、子育て世帯／常<br>時介護が必要な高齢者 <sup>1</sup><br>とその家族／高齢者、障<br>害者／孤独・孤立した状<br>況または潜在的に同状<br>態に陥る可能性のある<br>人々も含む地域住民 |
| 必要不可欠なサービス<br>へのアクセス                         | ・小中学校整備<br>・児童福祉施設整備<br>・障害者支援施設整備(松風学園再整備)      | 子ども、子育て世帯／障<br>害者   |

1 特別養護老人ホームの入所者は、原則として 65 歳以上の、身体上又は精神上著しい障害があるために常に介護を要し、かつ居  
宅での介護が困難な方(原則、要介護 3 以上)とする。

## 1. 資金調達者の概要



[横浜市き章]

- 横浜市は人口約 377 万人<sup>2</sup>の政令指定都市であり、人口規模で国内最大の基礎自治体。神奈川県東部に位置し、中心部は東京都心部から約 30 km 圏内にある。幕末開港以来の国際港湾都市として栄え、日本の近代化を支えた歴史によって育まれた文化観光資源にも恵まれる。都市計画においては、1965 年以降の横浜市六大事業<sup>3</sup>で現在の都市構造の原型が形成された。みなとみらい 21 エリアには水と緑や歴史と調和した魅力的なランドスケープが広がり、ビジネス・商業・行政・国際交流等の首都機能が集積されている。
- 横浜市は 2021 年に戦後初の人口減少<sup>4</sup>に転じるというターニングポイントを迎えた。高度経済成長期の前後には東京のベッドタウンとして大規模な住宅開発が進められ、京浜工業地帯で雇用創出があったこと等を背景に世帯が大量流入した。当時急増した団塊の世代はこれから後期高齢者になる時期を迎え、高齢化率は既に 25.4%(2024 年 1 月 1 日現在)に達している。こうした構造問題に対応していくため、高齢者福祉や社会・経済を支える子育て世代の支援策を拡充し、子どもの貧困等にも配慮した社会包摂を念頭においた市政運営が求められるとともに、老朽化する公共施設の保全更新を計画的かつ効果的に進め、市民生活の Well-being と経済活動を維持していくことも重要な課題となっている。
- 環境課題に関しては、高度成長期の人口急増に伴うごみ、道路交通、環境破壊、水資源、公共用地などに関連する都市問題への対処として、企業との公害防止協定締結や独自の要綱・指針等による規制指導、公害対策基本法に先んじた市民の主体的な活動や積極的な制度提案により克服してきた歴史を持つ。東日本大震災後はエネルギー問題に重点を置き、環境未来都市計画<sup>5</sup>(2012 年 5 月策定)のもとで再生可能エネルギーの導入や地域エネルギーマネジメントシステムの構築、EV の普及・利活用の推進、減災性・エネルギーの自立性・自律性向上などの取組みを先導してきた。2015 年にパリ協定・SDGs が採択されたことを受けて、2050 年までのカーボンニュートラル実現を目指す「Zero Carbon Yokohama」(2018 年 10 月)を国に先駆けて宣言し、地球温暖化対策とエネルギー施策を強化している。

2 2024 年 8 月 1 日現在の横浜市の推計人口は 3,771,769 人。推計人口は令和 2 年国勢調査結果(確定値)を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加減して、毎月 1 日現在の推計人口として算出している。

3 横浜市六大事業は太平洋戦争により荒廃した横浜市の中心部の再生と活性化を目的に始まった大規模な都市計画の呼称。横浜市中心部に止まらず、郊外を含めた横浜市全域を視野に入れており、道路・鉄道・港・埋め立て・経済的効率性・エリアの配置などを網羅したランドデザインにより現在の都市構造の骨格を形成した。

4 2021 年 10 月 1 日時点の横浜市の推計人口は 3,775,352 人と前年の 3,777,491 人から減少に転じた。

5 政府の環境未来都市構想において、横浜市は 2008 年に環境モデル都市、2011 年に環境未来都市の選定を受けており、持続可能な経済・社会システムを持った都市・地域づくりを推進してきた。

## 2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果・社会的効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

### (1) グリーンプロジェクトの環境改善効果

#### 神奈川東部方面線整備

事業区分：クリーン輸送



- 「相鉄・東急直通線」の整備に充当される。神奈川東部方面線整備事業は、都市鉄道等利便増進法に基づき、「相鉄・JR 直通線」(西谷～羽沢横浜国大間)及び「相鉄・東急直通線」(羽沢横浜国大～日吉間)の二つの連絡線を整備するもの。相鉄線と JR 線、相鉄線と東急線とが相互に乗り入れ可能となり、横浜市西部及び新横浜都心と東京都心方面との速達性の向上や広域鉄道ネットワークの形成が図られる。
- 整備主体である(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(JRTT)に対して、国・県と協調して補助金を交付し事業を進めている。財源構成は国、JRTT、地方自治体が各三分の一を負担<sup>6</sup>し、開業後、JRTT は各営業主から受け取る施設使用料を借入金償還の原資としている。「相鉄・JR 直通線」は、2019 年 11 月 30 日に、「相鉄・東急直通線」は 2023 年 3 月 18 日に開業し、神奈川東部方面線全線で運行が開始した。2024 年度の事業完了を目指し、駅周辺の道路復旧等の残工事を進めている。
- 神奈川東部方面線整備事業は人々により低排出な輸送手段への移行を可能とするものであり、「グリーン輸送」に該当する<sup>7</sup>。定量的な環境改善効果として、JRTT の事業評価監視委員会による「神奈川東部方面線事業再評価」によれば、鉄道及び自動車からの移行により、一定の前提<sup>8</sup>のもと、CO2 削減量で約 1,500t-CO2/年、NOx 削減量で約 14t-NOx/年の温室効果ガス削減効果が見込まれている。
- なお、本事業の実施にあたり新駅周辺の住民が、地域における現況の課題や問題点、新駅設置に伴い予想される課題を整理・検討するためのまちづくり協議会を設立し、「まちづくり基本計画(地区プラン)」を策定している。地域のまちづくり活動や事業者による土地利用にあたっての指針としてガイドラインを共有し、新駅設置や周辺道路の整備等による地区の状況変化や社会経済情勢の変化等への柔軟な対応を図っている。また、JRTT の事業評価監視委員会が神奈川東部方面線事業再評価において環境・安全への影響評価を実施している。

6 横浜市は地方自治体の補助のうち三分の二を負担しており、実質総事業費の九分の二を補助している。

7 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が 2021 年 8 月に公表した第 6 次評価報告書(第 1 作業部会報告書)では、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加等は、地球温暖化の進行に直接関係していることは疑う余地がないとされ、気候変動問題は世界各国が取り組まなければならない喫緊の課題であるとしている。2022 年 4 月公表の同評価報告書(第 3 作業部会報告書)では、地球温暖化抑制のために人々が取りうる対策の一つとして、陸上運輸部門における公共交通や共有モビリティ等へのシフトが取りあげられている。

8 自動車については、鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル(2012 年改訂版)で示されている計測式に当てはめ、事業を実施した場合と事業を実施しなかった場合の差を合算して算出している。鉄道については、開業によって当該路線および関連路線で運行される列車の車両キロが変化するものとして、その運転用電力の電力量増分に基づき排出量の変化を算出している。さらに、これら算出した CO2 及び NOx の削減量については開業後 30 年間の平均値としている。

■神奈川東部方面線



[出所:JRTT・相模鉄道・東急電鉄「神奈川東部方面線 計画路線マップ」]

市役所 RE100 推進事業

事業区分: エネルギー効率

貢献する SDGs: 

- 区庁舎の LED 化工事に充当される。横浜市中期計画で戦略の一つに掲げる「Zero Carbon Yokohama」の実現にあたり、横浜市は市内最大級の排出事業者として公共施設の省エネルギー化と再生可能エネルギー転換を同時に推進している。
- 2023 年 1 月、横浜市は「横浜市地球温暖化対策実行計画」及び同市役所編(計画期間:2022 年度～2030 年度)を改訂した。同改訂では、温室効果ガス排出削減と市内経済の持続可能な発展を目指し、「市役所の率先行動」を重点取組の一つに掲げ、脱炭素に向けた取組みを加速している。公共施設の LED 化は其中でも重要な取組として位置付けられており、省エネルギー化を実現するうえで最も効率的な手段と捉え、2030 年までの 100%LED 化を進めている。
- 照明器具の LED 化により年間の電力消費量を削減できるほか、長寿命化や水銀フリーといった便益が期待できる。調達資金の使途である区庁舎 LED 化工事は合理的な前提条件のもとで明確な省エネ効果と CO2 削減効果が見込まれ、気候変動の緩和に資する取組みである。

- ・ 区庁舎 LED 化工事は政府が推進するトップランナー制度<sup>9</sup>のもとで明確な省エネ効果と CO2 削減効果が見込まれるものであり、LED 化に伴い省エネ効果、長寿命化、水銀フリーといった便益が期待できる等、全体として明確な環境改善効果が見込まれる。

### 公園整備事業((仮称)旧上瀬谷通信施設公園)

事業区分: 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理/  
 持続可能な水資源及び廃水管理/気候変動への適応



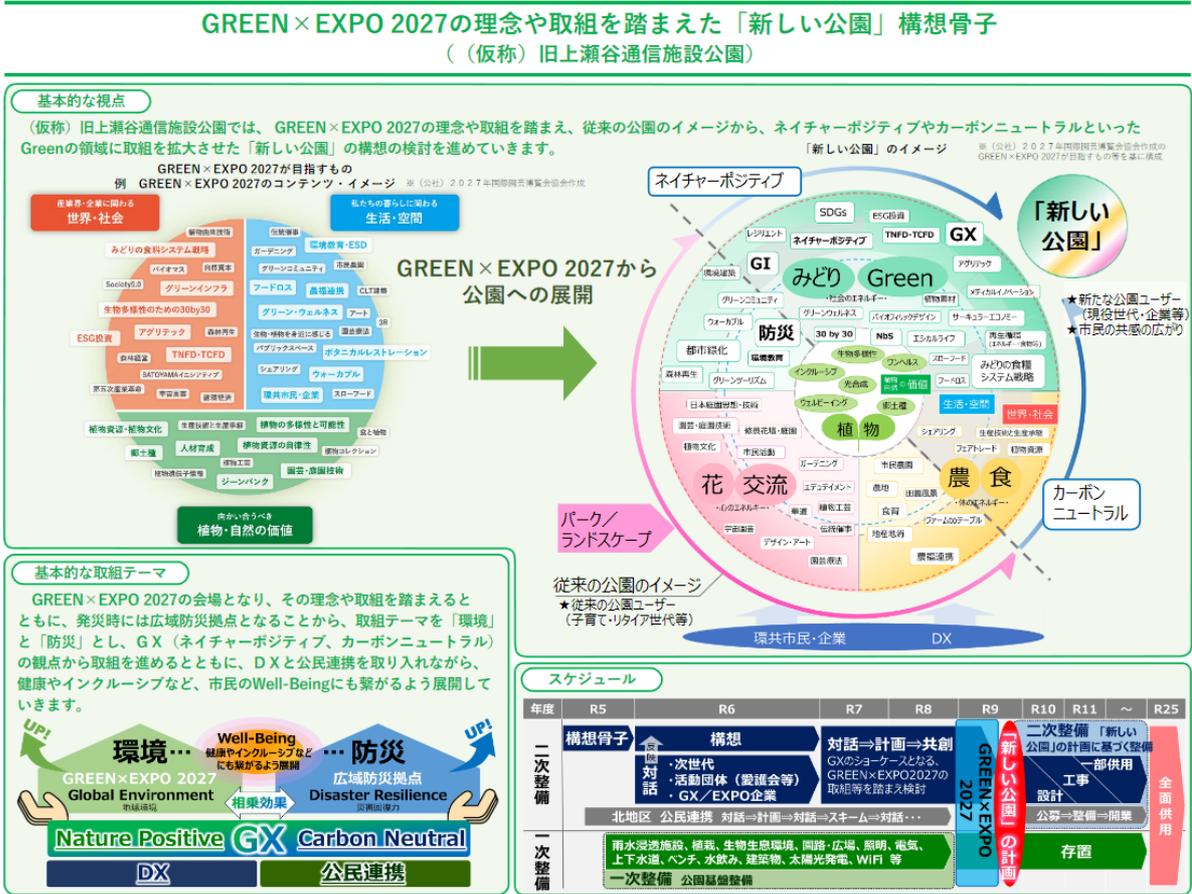
- ・ 調達資金は、公園・防災ゾーンの一部における広域公園の整備に充当される。都市部における緑地の保全・育成、生態系ネットワークの形成、水資源循環、防災・減災機能の強化及び暑熱対策に資する取組内容である。2023 年度より公園・防災ゾーンの一部で公園整備に着手し、2024 年度に国際園芸博覧会に向けた工事開始が想定されている。
- ・ 旧上瀬谷通信施設地区は 2015 年 6 月に返還された米軍施設の跡地であり、民有地、国有地、市有地をあわせ約 242ha に及ぶ首都圏でも有数の広大な土地である。長年にわたり通信施設として土地利用が制限されてきたことから、農地や緩やかな起伏の草地など豊かな自然環境が広がり、南北に流れる相沢川、和泉川の源流部、谷戸地形等の貴重な自然資本が残っている。周辺は丹沢山・富士山が眺望できるとともに、近接する樹林地との隣接部分に存在する林縁は、多様な生き物の生息環境を創出している。
- ・ 横浜市は米軍施設返還跡地利用行動指針(横浜市、2006 年 6 月)に基づき、地権者や市民との間で新たな土地利用の在り方について検討を重ねてきた。広大で豊かな緑環境、交通利便性の高い立地条件といった土地のポテンシャルを維持・活用し高めていくとの方針から、新たなまちづくりではグリーンインフラ<sup>10</sup>の基盤として水・緑の骨格を形成し、公民連携を取り入れた地域活力の創出や大規模地震災害発生時における県外の応援部隊の一括受け入れを想定した公園整備を検討している(「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」(2020 年 3 月))。
- ・ 当該地区は 2027 年に国際園芸博覧会の会場となることが決定しており、将来的に年間約 1,500 万人の来場者が見込まれる。横浜市は当該地区で「グリーンシティ<sup>11</sup>」を実現し、先導的な事例を日本・横浜から世界へ発信する機会と捉えている(「2027 年国際園芸博覧会基本計画」(2023 年 1 月))。

9 エネルギー消費機器製造事業者等に係る省エネ法規制。照明器具を含む 32 の機器及び建材について、それらの製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めるもの。目標となる省エネ基準(トップランナー基準)は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率最も優れているもの(トップランナー)の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定められている。

10 自然環境が有する多様な機能を防災・減災や地域創生、環境保全などの様々な課題解決に活用する考え方。巨大構造物に過度に依存しない国土整備の新たな手法であり、地域ブランド・資産価値向上やコミュニティの活性化、生物多様性保全等の多様な波及効果を生み出す特徴があるとされる。気候変動の影響による気象災害の激甚化や巨大地震の発生が予測される中、想定を超える規模の自然現象の発生を前提として防災・減災対策が必要とされている。日本においては、人口減少・高齢化の進展やこれまで整備されてきた社会資本の老朽化・維持コストの増大も懸念されており、こうした社会課題を解決し持続可能な社会を形成する新たな方策として、生態系の持つ機能を積極的に活用するインフラとして注目されている。また、2022 年 12 月、生物多様性条約締約国会議で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組の中でネイチャーポジティブが国際目標として掲げられた。これを受け、日本政府も 2023 年 3 月に 2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けたロードマップとなる「生物多様性国家戦略(2023-2030)」を策定している。その基本戦略の 1 つに「自然を活用した社会課題の解決」を掲げ、グリーンインフラの社会実装を推進すると明記されている。

11 緑地を都市に融合させ、自然と人工環境を統合することにより、よりよい生活と経済活動を可能とする都市像のこと。国際園芸家協会が提唱している。

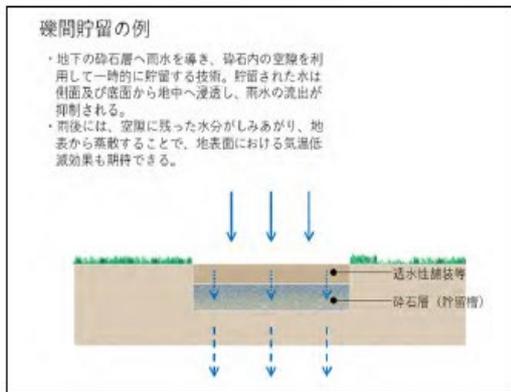
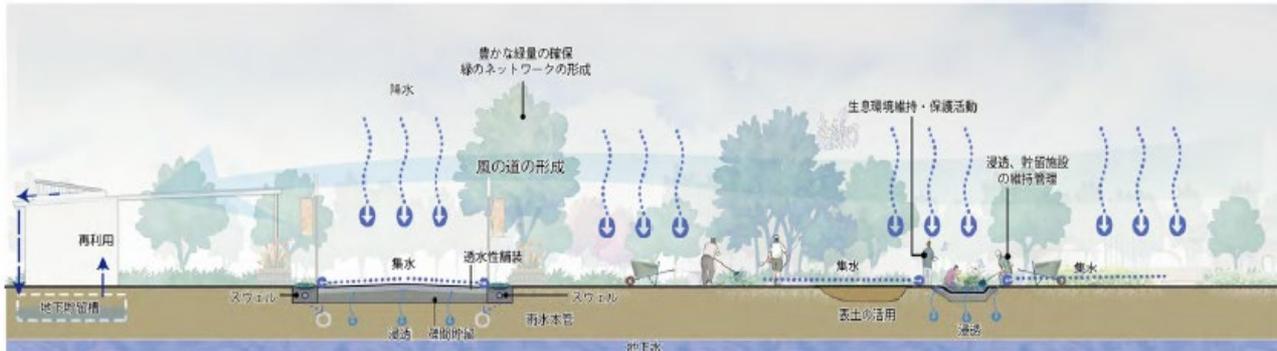
■ GREEN×EXPO2027 の理念や取組を踏まえた「新しい公園」構想 骨子イメージ



[出所:横浜市 ウェブサイト]

- 2023年1月に横浜市で改訂した「横浜市地球温暖化対策実行計画」では、温室効果ガス排出削減と市内経済の持続可能な発展を目指すとして、国際園芸博覧会を見据えた「脱炭素に対応したまちづくり」を重点取組に掲げている。
- 事業実施区域は既存樹林地や谷戸地形、生物の生息・生育環境など、上瀬谷地区の中でも多様な環境が保全・整備されるエリアであることから、これらの自然環境ポテンシャルを最大限に活用することを基本とし、グリーンインフラの導入によって自然が持つ多様な機能を発信し、気候変動に適應した新たなモデルとなる公園を目指す。豊かな緑量を確保し、緑陰や風による快適空間の創出や生物多様性の保全に努めるとともに、礫間貯留、スウェル等の浸透・貯留施設の整備、維持管理により、流域単位での水循環を促進する。熱環境や水循環に関する測定、園内で利用しているエネルギーや資源の循環、仕組みをパークセンターなどで結果を見える化し、自然が持つ様々な機能を把握できる体制としている。

■グリーンインフラの実装イメージ



[出所：(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書(2023 年 3 月)]

河川整備

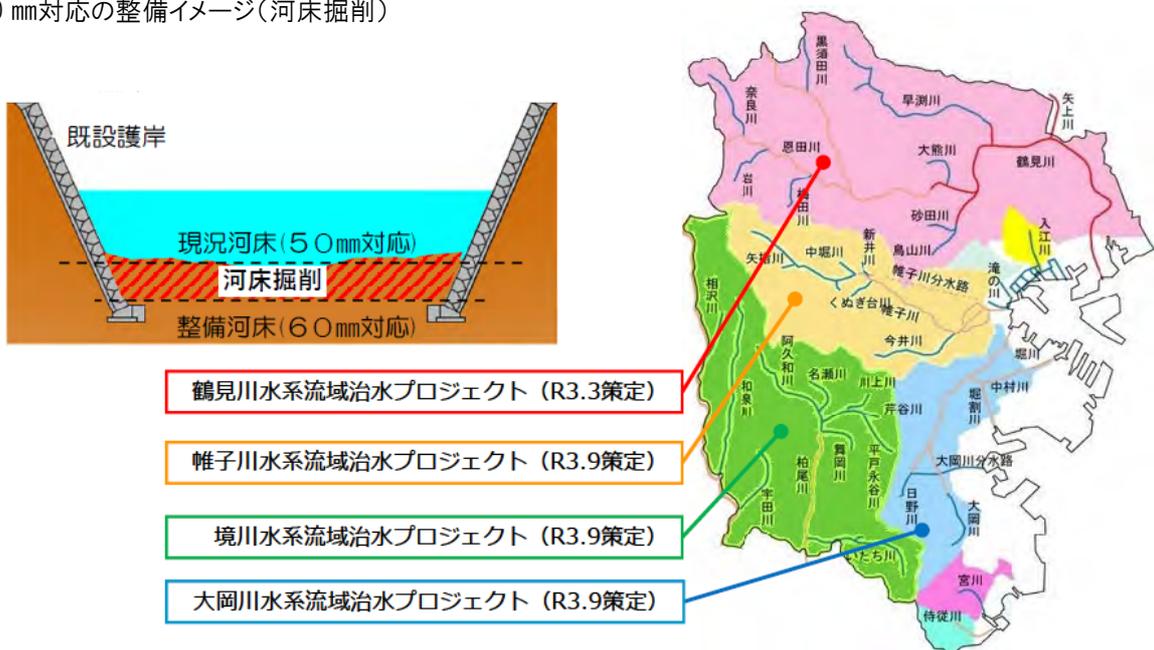
事業区分：気候変動への適応

貢献する SDGs:

- ・ 調達資金は河川整備事業に充当される。横浜市は、治水安全度の向上を図るため、国土交通省が提唱する「流域治水」の基盤となる河川改修や流域貯留施設の整備において、浸水被害が発生している河川に対して優先的に取り組んでいる。
- ・ 気象庁によれば、最近 10 年間(2013～2022 年)の時間降水量 50mm 以上の強雨の平均年間発生回数(約 328 回)は、統計期間の最初の 10 年間(1976～1985 年)の平均年間発生回数(約 226 回)と比べて約 1.5 倍に増加したとされる。また横浜市の平均発生回数については同期間で倍増したとされる(気候変動を踏まえた浸水対策検討部会追加資料、2023 年 7 月横浜市環境創造局)。
- ・ 都市化の進展に伴い市街地の浸透域が減少し、保水機能や遊水機能が低下したため、降雨が下水道や河川に短時間、かつ大量に流出するようになり、下水道や河川にかかる負荷は以前に比べて増している。地球温暖化やヒートアイランド現象が地域の降雨特性に影響を与える要因の一つとして報じられており、水害の更なる頻発・激甚化が懸念される。浸水被害が発生した地域や、重要な都市施設・都市機能が集積している地域については、都市型水害の発生に備え、早急に浸水に対する安全度を向上させ、これらの降雨傾向の変化に対応し市民に安全な暮らしを提供していくことが課題となっている。

- 国土交通省は2020年度より流域全体で早急に実施すべき河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像「流域治水プロジェクト」を国・都道府県・市町村等から構成される協議会を設置してとりまとめている。2021年度には横浜市内の河川についても流域治水プロジェクトが策定された。護岸整備率が低い区間では浸水被害等が発生しており、50mm対応の整備が引き続き必要である。また、市内河川の整備水準については従来の時間降水量50mmから60mmへの引き上げが求められるようになっており、横浜市は下流区間の河川管理者である国や県との協議が整った河川から順次60mm対応に着手する。
- 調達資金の用途は市内河川の治水安全度の向上を図るために実施する河川改修や流域貯留施設の整備であり、浸水被害が発生している河川を優先に時間降水量60mmの豪雨に耐えうる整備水準への引き上げが見込まれる。気候変動への適応を踏まえた都市型水害による浸水被害の軽減・解消に資する取り組みである。

■60mm対応の整備イメージ(河床掘削)



[出所:令和5年度予算概要 道路局]

- 作業基地は必要最小限の規模とし、自然環境への影響を抑えるとともに、景観面や河川内に生息する貴重種が発見された場合、十分に配慮した施工を実施する。資材の搬出入などに伴う工事車両の通行については、交通誘導員を適切に配置し、作業基地周辺の安全性の確保及び周辺道路の混雑緩和に努める。低公害型建設機械の使用や建設副産物のリサイクルを実施するとともに、横浜市環境配慮指針に基づき設計・施工段階における環境配慮を積極的に導入する。

下水道整備

事業区分: 汚染の防止及び抑制 / 気候変動への適応

貢献する SDGs:

- 調達資金は、老朽化し、破損した下水道の管渠の再整備による汚水の流出の防止・同保全予防、及び、大雨に対して安全・安心な街を実現するための浸水被害の解消に向けた下水道施設の整備に充当される。

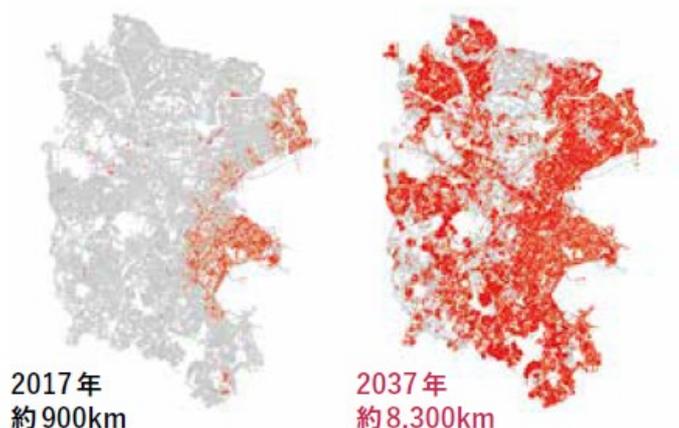
- ・ 横浜市下水道事業は、横浜市下水道計画指針に則って整備される中、同指針は、下水道法に基づいて神奈川県が定める流域別下水道整備総合計画と整合して運営される位置づけにある。環境基本法で定める環境基準を達成するために同流域別下水道整備総合計画が策定される中、横浜市下水道計画指針を通して、横浜市での下水道事業においても、同様に環境基準を達成することを念頭に行われるものと位置付けられる。

#### (汚染の防止及び抑制)

- ・ 横浜市では 1960 年代以降、短期的に膨大な下水道整備を行ってきており、コンクリートの標準耐用年数である 50 年を超える下水道管は 2017 年時点の約 900km から 20 年後の 2037 年には約 8,300km となり、急激に全体の老朽化が進行することが見込まれている。既に一部の管渠では、状態監視を通し、破損等の事象が見られることから、管渠の再整備を行うことで、汚水の流出の防止及び保全予防を行い、下水道が本来有すべき環境保全機能の復元・保全を進める。

#### ■横浜市における下水道の老朽化状況

##### 布設後 50 年以上経過した(赤色部分)下水道管の分布



##### 状態監視で見えてきた異常箇所の事例

本管の破損



侵入水



鉄筋の露出



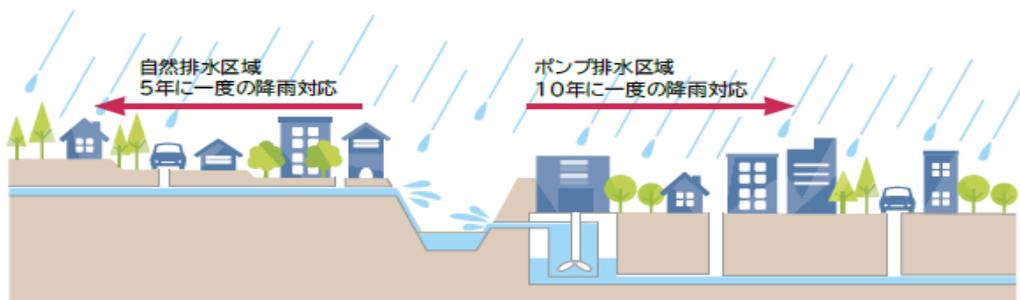
[出所:横浜市下水道事業中期経営計画 2022 環境創造局]

#### (気候変動への適応)

- ・ 都市化の進展に伴い市街地の浸透域が減少し、保水機能や遊水機能が低下したため、降雨が下水道や河川に短時間、かつ大量に流出するようになり、下水道や河川にかかる負荷は以前に比べて増している。地球温暖化やヒートアイランド現象が地域の降雨特性に影響を与える要因の一つとして報じられており、水害の更なる頻発・激甚化が懸念される中、浸水被害が発生した地域や、重要な都市施設・都市機能が集積している地域については、都市型水害の発生に備え、早急に浸水に対する安全度を向上させ、これらの降雨傾向の変化に対応し市民に安全な暮らしを提供していくことが課題となっている。

- 横浜市ではこれまで雨水整備の目標整備水準を自然排水区域(標高の高いエリア)で約 50mm、ポンプ排水区域(標高の低いエリア)で約 60mm と定め、浸水被害を受けた地区から優先的に整備を進めてきた。浸水対策の根幹である雨水幹線の整備率は 2021 年度末時点で 6 割程度にとどまっており、今後も未整備地区への対応を着実に進める必要がある。飯島地区など過去に浸水被害を受けた地区を優先し、地域の雨水排水の骨格となる雨水幹線や雨水を貯留する雨水調整池等の施設整備を進める。都市機能が集積する横浜駅周辺地区では、約 74mm に整備目標水準を引き上げた施設整備に着手しており、エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線や東高島ポンプ場の整備を進める。

■ 浸水防除のための施設整備(目標整備水準が 1 時間当たり約 50mm、約 60mm の降雨の整備対象地区)



[出所:横浜市下水道事業中期経営計画 2022 環境創造局]

■ 横浜駅周辺地区における目標整備水準を引き上げた施設整備  
(目標整備水準が 1 時間当たり約 74mm の降雨の整備対象地区)



[出所:横浜市下水道事業中期経営計画 2022 環境創造局]

(2) ソーシャルプロジェクトの社会的効果

インフラ施設の整備、改修

事業区分: 手ごろな価格の基本的インフラ設備 / 社会経済的向上とエンパワーメント  
対象となる人々: 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ

貢献する SDGs:



- 横浜市が保有する施設の防災及びバリアフリー化等に係る整備・改修工事に充当される。特に、大規模改修では、設備機器の更新等により長寿命化を図るとともに、大規模地震発生時における災害リスクの低減対応やバリアフリー対応もあわせて実施する。
- 横浜市が保有する公共建築物は約 2,600 施設にのぼり、その保全・更新に係る今後の財政需要の平準化等が課題となっている中、このような課題に対応するため、「横浜市公共施設管理基本方針」(2015 年 3 月初版、2018 年 12 月改訂)を策定し、これに沿って施設の安全確保や長寿命化、効率的な更新、建築物の多目的利用や複合化といった再編整備等に取り組んでおり、防災機能の向上と共に、バリアフリー対応もすることで、共生社会の実現と社会的障壁の除去に資する取組みを推進する。

### 保育所等整備

事業区分: 必要不可欠なサービスへのアクセス / 社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々: 子ども、子育て世帯



- 保育所等の整備等に充当される。横浜市は待機児童解消に向けて、地域の状況に基づき、既存の保育所等や幼稚園を最大限活用するとともに、受入枠が不足する地域については認可保育所、地域型保育事業、認定こども園の新規整備により受入枠の確保に取り組んでいる。具体的には、既存保育施設については定員構成の見直しや年度限定保育事業の実施による受入枠の確保のほか、既存保育所の増床・増築・改修等への補助事業等を実施している。民間保育施設等の新規整備については、新規整備が必要な地域を「整備が必要な地域」に設定し、マンション開発等、局所的なニーズへ対応するため、内装整備費や建設費への補助事業等を通じて受け入れ枠の確保を図っている。
- 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期とされる。子どもの豊かな育ちを社会で支える保育所等は子育てに必要な不可欠である。横浜市の就学前児童数は 2004 年をピークに緩やかな減少傾向にあり、2024 年 4 月 1 日現在の保育所等待機児童は 5 人と解消に近づいているが、あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い、保育所等を利用したいとのニーズは高まり続けており、引き続き受け皿確保が必要な状況にあるといえる。

#### ■横浜市における待機児童数等の推移

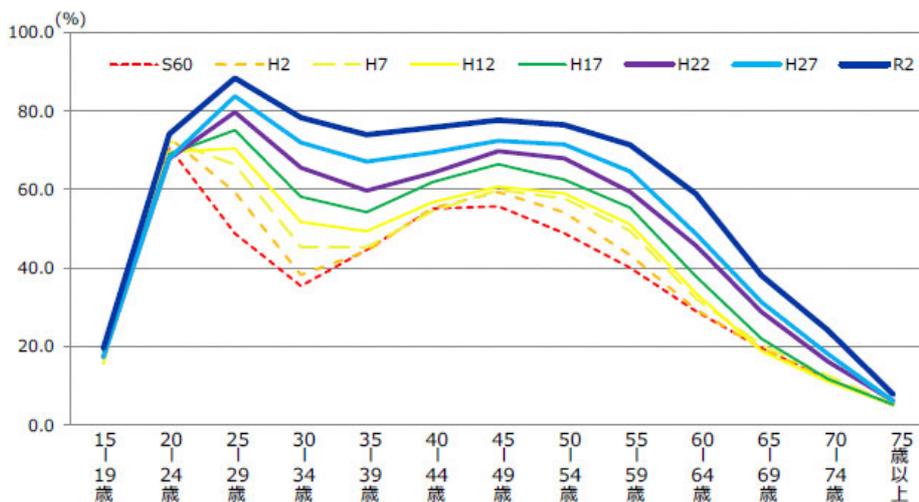
|           | H22     | H23     | H24     | H25     | H26     | H27     | H28     | H29     | H30     | H31     | R 2     | R 3     | R 4     | R 5     | R 6     |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保育所等施設数   | 436     | 459     | 507     | 580     | 611     | 797     | 868     | 938     | 1,005   | 1,063   | 1,106   | 1,146   | 1,176   | 1,196   | 1,207   |
| 保育所等定員数   | 38,295  | 40,007  | 43,607  | 48,916  | 51,306  | 56,022  | 58,754  | 62,181  | 65,056  | 67,689  | 70,015  | 71,698  | 72,966  | 73,709  | 74,038  |
| 就学前児童数(A) | 193,584 | 192,861 | 191,770 | 190,106 | 188,540 | 187,595 | 185,564 | 182,511 | 178,905 | 175,243 | 171,503 | 165,549 | 160,784 | 155,332 | 149,868 |
| 利用申請者数(B) | 41,933  | 44,094  | 45,707  | 48,818  | 52,932  | 57,526  | 61,873  | 65,144  | 67,703  | 69,708  | 71,933  | 72,527  | 73,538  | 74,459  | 74,705  |
| 申請率(B/A)  | 21.7%   | 22.9%   | 23.8%   | 25.7%   | 28.1%   | 30.7%   | 33.3%   | 35.7%   | 37.8%   | 39.8%   | 41.9%   | 43.8%   | 45.7%   | 47.9%   | 49.8%   |
| 利用児童数     | 38,331  | 40,705  | 43,332  | 47,072  | 50,548  | 54,992  | 58,756  | 61,885  | 64,623  | 66,477  | 68,512  | 69,685  | 70,601  | 71,236  | 71,378  |
| 保育児童数     | 3,602   | 3,389   | 2,375   | 1,746   | 2,384   | 2,534   | 3,117   | 3,259   | 3,080   | 3,231   | 3,421   | 2,842   | 2,937   | 3,223   | 3,327   |
| 待機児童数     | 1,552   | 971     | 179     | 0       | 20      | 8       | 7       | 2       | 63      | 46      | 27      | 16      | 11      | 10      | 5       |

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育)を含む。

※国の調査要領が改正され(育休関係)、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。

[出所: 令和6年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について]

■横浜市における女性の年齢別労働力率の推移



[出所:「令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計結果 横浜市の概要」(横浜市 政策局)]

- 2019 年度に横浜市が実施した「女性の就業ニーズ調査」によると、現在就労していない女性の就業意向について、85%の女性に今後の就業意向があり、特に 20～30 代の就業意向は 90%を超えている、との結果であった。また、令和 2 年度国勢調査(就業状態等基本集計結果)によれば、横浜市における 2020 年の労働力率(15 歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、女性については 54.5%であったとされ、このうち M 字カーブの底(年齢階級:35～39 歳)にあたる労働力率は 73.9%と、頂点の 88.3%(年齢階級:25～29 歳)との差が縮小して台形に近づきつつあるとされる。保育所等の整備事業は、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進に資するとの社会的成果が見込まれる。
- 受入枠の確保とともに、保育の質の確保、保育士等の離職防止、保育人材に対する住居にかかる支援のための次の取組等も実施する。職種や経験年数別研修の他、園内研修や公開保育を実施する。保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育士の不安を解消し、離職防止を図るために、保育業界に詳しい社会保険労務士に相談できる窓口を設置する。保育所等を運営する民間事業者に対して、雇用する保育士向けに宿舍を借り上げるための補助を実施する。
- 子どもの豊かな育ちを社会で支える保育所等は子育てに必要な不可欠なサービスである。また、保育所等の整備により労働参加が促進され、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現、ダイバーシティの推進・女性の活躍推進に資するといったポジティブな社会的成果が見込まれる。

特別養護老人ホーム整備

事業区分: 必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント  
 対象となる人々: 常時介護が必要な高齢者とその家族



貢献する SDGs:

- 特別養護老人ホームの整備に充当される。横浜市は介護需要の増大に対応するため、必要整備量の確保を目的として、入所待ちの高齢者が概ね 6 か月以内に特別養護老人ホームへ入所できるよう、施設整備への助成を実施する。また、既存施設に対し、プライバシー確保のための改修費や修繕に係る費用等の補助を実施する。

- ・ 横浜市の人口は 2021 年に戦後初の減少に転じた。2024 年 8 月 1 日現在の総人口は約 377 万人であるが、人口減少が続き、2030 年には約 373 万人、2040 年には約 362 万人となる見込みである。一方で高齢者(65 歳以上)の人口は団塊ジュニア世代 が高齢者となる 2045 年まで増加し続け、高齢化率は 2024 年 1 月 1 日現在の 25.4%から 2030 年には 27.7%、2040 年には 33.2%に達する見通し(2024 年 1 月 11 日「横浜市の将来人口推計」)である。
- ・ 横浜市で要支援・要介護認定を受けている認定者数は 2020 年に 17 万人を超えている。高齢者の増加にともない要支援・要介護認定者数は今後も増加が見込まれており、高齢者のための医療・介護サービスや生活支援等に対するニーズはますます増大していくものと予想される。「よこはまポジティブエイジング計画」(計画期間:2024 年度~2026 年度)では、要介護認定者や認知症高齢者が増加し、施設入所のニーズが増えると予想されることから、施設整備量の考え方にもとづいて 3 か年で 700 人程度整備する計画となっている。特別養護老人ホームの整備により、常時介護が必要な高齢者の健康増進や安心が確保されるとともに、家族の介護負担軽減と介護離職の未然防止といった社会的成果が期待できる。また、既存の施設については、利用者のプライバシーや生活リズムに配慮したユニットケア<sup>12</sup>の導入拡大により、利用者の Well-being の向上が期待できる。従来の多床室型の場合、利用者のプライバシーが損なわれやすく、長期間入居することが利用者の大きなストレスになること、介護現場で働く職員にとっても身体介護中心のケアで身体的・精神的に大きなストレスがかかることが課題とされてきた。ユニット型ではこのような点が改善され、利用者は活動量の増加により健康的な生活が送れるようになり、その結果身体介護中心から入居者の交流を促すケアへと本質が変化するため職員の介護ストレスが軽減される、といった効果が期待できるとされている。
- ・ 特別養護老人ホームの運営段階では、サービスの質の向上に向けた自主的な取組等を促すため、神奈川県の評価制度を積極的に活用するよう事業者に働きかける。介護人材不足に対応するため、新たな介護人材の確保、介護職員の定着支援、専門性の向上を柱とする介護人材支援事業を推進していく。
- ・ 特別養護老人ホームの整備により、利用者の健康増進、安心して暮らせる住居の確保、Well-being の向上が見込まれるとともに、利用者の家族の介護負担軽減と介護離職の未然防止といったポジティブな社会的成果が期待できる。

### 地域ケアプラザ整備

事業区分: 必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々: 高齢者、障害者を含む全ての人々



貢献する SDGs:

- ・ 地域の身近な福祉保健の拠点として、横浜市が独自で設置する地域ケアプラザの整備に充当される。「横浜市地域ケアプラザ条例」(1991 年)に基づき、市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するために設置されるものであり、概ね中学校区を目安に1か所設置され、2024 年 7 月 8 日現在、市内に 146 か所設置されている。
- ・ 同施設は、地域の福祉保健活動・交流の機能や、高齢者や障害者、子育て支援等の相談機能に加え、

12 ユニットケアとはスウェーデン方式に由来するもので、介護が必要な状態になってもその人らしい生活を営むことが可能なよう、介護施設において利用者一人ひとりの個性が尊重され、他の人との関係の中で尊厳をもって生活できることを重視したサービスを提供するもの。

介護保険法に定めのある「地域包括支援センター」機能を付加し、高齢者だけでなく、子どもや障害のある人等、誰もが地域で安心して暮らせるような「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を目指している。また、地域及び行政と連携して、地域の中で孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげている。

- 横浜市では、高齢者数の増加に伴い「高齢夫婦世帯」及び「高齢単独世帯」も大幅に増加しており、2015年の高齢夫婦世帯は2000年時の約1.8倍、高齢単独世帯は約2.3倍となり、総世帯に占める高齢夫婦世帯と高齢者単独世帯は2000年の12.4%から2015年には21.0%に上昇している。高齢者のための医療・介護サービスや生活支援等に対する需要はますます増大していくものと予想される中、限られた人材と財源を最大限に活用し、介護予防・重度化予防の推進や中重度の要介護者等を支える地域の仕組みづくり、看取りへの対応といった2040年に向けた効果的・効率的な高齢者施策が求められている。
- 横浜市では、「よこはま地域包括ケア計画」(計画期間:2021年度~2023年度)のもと、日常生活圏域単位で地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。地域ケアプラザを核とする「横浜型地域包括ケアシステム」は、65歳以上の高齢者を主な対象としているが、2040年を見据え、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるような取組みを推進している。地域ケアプラザを核とした日常生活圏域単位での助け合いと共創のための仕組みづくりは、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人等、多くの市民が共有することのできる地域共生社会の基盤の一つとなることを目指している。
- 地域ケアプラザの管理運営については、外部の指定管理者(社会福祉法人等)に委託することで、民間のアイデアやノウハウが活かされた効率的な運営がなされている。地域ケアプラザには、高齢者に関する相談・支援等を総合的に担う「地域包括支援センター」が設置されており、地域包括支援センターの福祉・保健の専門職(保健師等・社会福祉士等・主任ケアマネジャー等)と地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターが連携して地域の特性にあったきめ細かなサービスを提供している。
- 指定管理者は単年度の運営状況だけでなく、指定期間内の持続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し横浜市に提出する。横浜市はこれらの提出物を公表する。業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施する。また、横浜市は客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としている。横浜市は運営の質の向上を図ることを目的として、指定管理者から提出された事業実績評価を踏まえ達成状況を評価する。その後、目標の達成状況を横浜市、指定管理者双方で共有し、次年度の計画に反映させる。評価結果についても横浜市が公表する。

## 文化施設整備

事業区分: 必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々: 孤独・孤立した状態または潜在的に同状態に陥る可能性のある人々も含む地域住民



- 地域に根差した個性ある文化の創造に寄与するための文化活動の場や機会の提供を行うとともに、文化活動に関する支援機能、ネットワーク形成を牽引する機能を担う地域の文化拠点としての区民文化センターの整備に充当される。文化センターは、孤独・孤立した状態、又は潜在的に同状態に陥る可能性のある人々への社会包摂を使命として負っており、同社会課題への対応に寄与するものである。

- 文化芸術基本法<sup>13</sup>においては、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」(同法第二条 3 項)と規定されており、文化センターはそのための場・機会を提供する位置づけにあると考えられる。また、「地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮する」(同法第二条 6 項)ことも規定されており、同観点において、文化センターは、個人と地域社会との文化的な活動を通じた繋がり場の場・機会を提供する必要不可欠なサービスといえる。
- 近年、社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中、日常生活・社会生活にて孤独を覚えることや社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人の問題が深刻な状況にあることが社会課題となっている。孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある人への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組みを推進するために、内閣府に孤独・孤立対策推進本部が設置され、孤独・孤立対策推進法が 2023 年 6 月に公布された。
- 横浜市は 1985 年の「横浜市文化基本構想」を通じた住民参加型の文化活動やコミュニティの活性化の理念・取組みを、2012 年の「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方」等にも脈々と受け継いできた中、文化活動を通じ、孤独・孤立した状態、又は潜在的にその状態に陥る可能性のある人々も含めた社会包摂の取組みへ昇華してきた経緯がある。
- 文化センターは様々な区民が多様な目的で利用可能な形で設計が成される中、社会包摂を指定管理者の担う使命として規定している。運営にあたっては、孤独・孤立に係る社会課題を踏まえた観点での審査も課して施設の管理者を選定し、同主旨に即した運営がなされるよう、横浜市より、モニタリングが行われる。

#### ■都筑区民文化センターにおける役割・使命(抜粋)

##### 区民文化センターが果たす役割

- 文化活動のための施設提供(貸館)
- 文化団体や文化活動をする人への支援と地域文化を支える人材育成(次世代育成、ボランティア等)
- 区民が文化芸術に触れる機会の提供(自主事業)
- 地域のネットワーク形成への寄与(文化的commons)
- 様々な区民の社会参加の機会の創出(ソーシャル・インクルージョン \*注2)
- 安全かつ効率的・効果的な施設運営の実現

##### \*注2：社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)

一般に、何らかの事情で社会的に排除されている人々に対して、貧困や差別などその自立を妨げる問題を解決し、様々な経済事情にある方や、高齢者と子どもたち、外国にルーツを持つ方、障害のあるなしに関わらず、他の人々との相互的で対等な関係を獲得し自立することを支援しようとする考え方。「ソーシャル・エクスクルージョン(社会的排除)」に相対する概念。

##### 使命4 幅広い人を文化活動に受け入れ、地域の力を結びつける

年齢、性別、国籍、言語、障害の有無、経済的状況等にかかわらず、都筑区の幅広い人を受け入れ、親しまれる施設となるため、社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の視点も踏まえた利用者本位の運営を行う。また、地域の文化施設として求められる役割と専門性をふまえ、地域コミュニティのベースとなる文化的commonsの形成に寄与する。

[出所:令和5年7月27日「横浜市都筑区民文化センター指定管理者業務の基準」]

13 同法第四条においては、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ことが規定されている。

## 小中学校整備

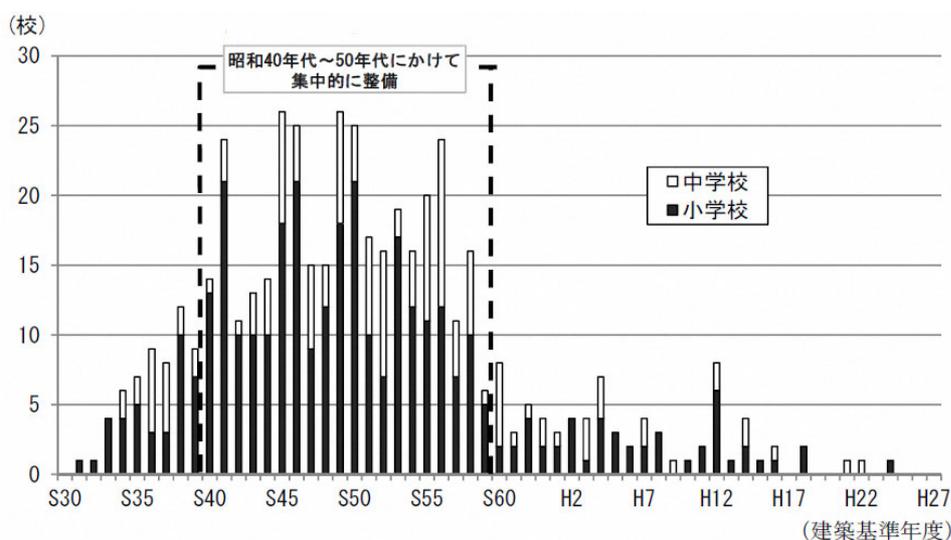
事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：子ども、子育て世帯



- ・ 建替が必要な小中学校の校舎の整備に充てられる。小中学校は将来の社会・経済を担う子どもたちの重要な学びの場であり、子育て世帯にとって必要不可欠なサービスである。
- ・ 学校の教室不足解消や建替えと並行して、学区域内での大規模マンション建設等に伴う児童の増加が見込まれ、学級数が保有教室数を上回る学校の教室不足解消や、35 人学級の実現に向けて、仮設校舎の設置等や教室改修等を行い、教育環境の機能充実を図る。また、建替えなくても教育環境の改善が可能な学校や建替えが困難な学校については、長寿命化改修や大規模リニューアルにより老朽化対策や教育環境の向上を図っていく。
- ・ 横浜市は全国でも最多となる 481 校の小・中学校(2023 年 12 月現在)を抱えている。その大半は学齢期人口の増加に合わせて昭和 40 年代から 50 年代にかけて集中的に整備されたものである。横浜市では、学校施設の目標耐用年数は他の公共施設と同様に原則として 70 年以上としているが、2023 年 4 月時点で 4 割以上の学校が築 50 年を経過していることから、建替え・長寿命化に具体的に着手しなくてはならない時期を迎えている。こうした状況を踏まえ、横浜市は近い将来に耐用年数を超過する校舎の建替え・長寿命化改修を計画的に進めている。「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」(2023 年 6 月)に基づき、建替対象校は築年数の古いものから選定することを基本とし、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設との複合化等を同時に検討し、効率性や事業効果を総合的に考え、事業を進める。

■ 市立小・中学校の建設年度



[出所：横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針]

- ・ 学校は子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、人間形成の場となる。子どもたちに学びの場を用意し、今後も子どもたちが安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる環境を確保していく必要がある。また、学校は最も広範囲に、かつ一定程度均一に整備されている公共施設であり、地域の防災やコミュニティの拠点として、地域におけるまちづくりの中心的な役割も期待されている。

## 児童福祉施設整備

事業区分: 必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々: 子ども、子育て世帯



貢献する SDGs:

- 児童虐待対応と支援強化のための児童相談所の新設及び再整備に充当される。児童相談所は体罰のない社会の形成に向けた福祉行政において、欠くことのできない重要な役割を果たしており、児童相談所の機能強化は、「横浜市子供を虐待から守る条例」が目指す全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に資するものである。
- 2019年10月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止等が明文化された。これに伴い、横浜市は2021年10月に「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正を実施した。体罰その他の子どもの品性を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むこと等を追記しており、改正後の条例の理念に基づいた対策を推進している。児童虐待の未然防止から発生時対応、再発防止、児童の自立に向けた支援に至るまでの対応を、「8つの対策」にまとめ、総合的に取り組んでいる。
- 横浜市における2023年度の児童虐待相談対応件数は14,035件と過去最多であった。このうち児童相談所が対応した件数は9,606件と全体の7割弱を占めた。児童虐待が深刻化する前の早期発見、発生時の迅速・的確な対応、関係機関との連携等を適切に行うため、区役所・児童相談所の機能強化及び体制の充実、専門性の高い人材の確保と育成が急務となっている。

### ■ 児童虐待相談対応件数

(単位:件)

|       | 令和元年度※ | 令和2年度※ | 令和3年度※ | 令和4年度             | 令和5年度  |                 |        |
|-------|--------|--------|--------|-------------------|--------|-----------------|--------|
|       |        |        |        |                   | 件数     | 前年度比            | 構成比    |
| 区役所   | 3,947  | 3,701  | 3,821  | 3,949<br>4,037※   | 4,429  | 480<br>(12.2%)  | 31.6%  |
| 児童相談所 | 7,051  | 8,853  | 7,659  | 9,028<br>9,103※   | 9,606  | 578<br>(6.4%)   | 68.4%  |
| 市全体   | 10,998 | 12,554 | 11,480 | 12,977<br>13,140※ | 14,035 | 1,058<br>(8.2%) | 100.0% |

※児童虐待相談の対応件数について

令和6年1月にこども家庭庁から示された解釈に基づき、令和4・5年度については、通告・相談受理後の調査等の結果、明らかに虐待行為がないと判断されたケース(虐待非該当ケース)を除外し、改めて内容を精査・修正(4年度)しました。なお、令和元~4年度(下段)については、虐待非該当ケースを含む件数を参考数値として掲載しています。

[出所:横浜市記者発表資料]

## 障害者支援施設整備(松風学園再整備)

事業区分: 必要不可欠なサービスへのアクセス

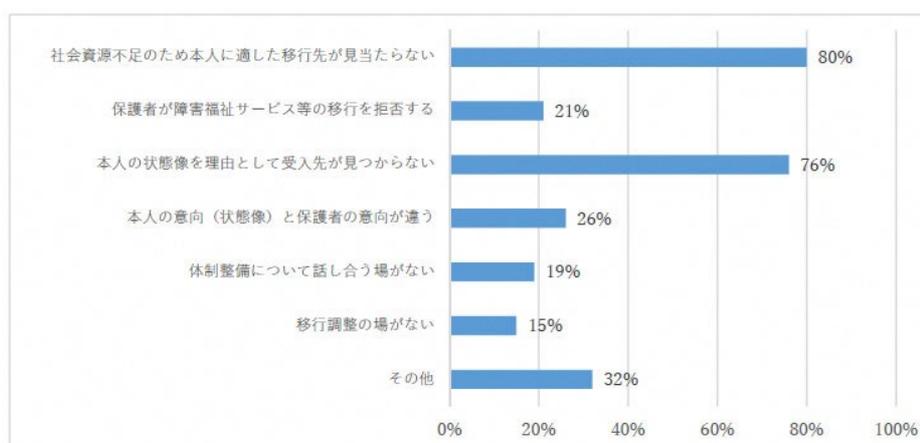
対象となる人々: 障害者



貢献する SDGs:

- ・ 知的障害者が入所する公立の障害者支援施設である松風学園の再整備に充当される。松風学園は築35年以上が経過する中、建物や設備等が老朽化し、利用者の生活環境に支障が生じている。居室面積が現行の国基準を満たしていない多人数部屋等について居室の面積基準適合化・個室化を目的とした施設改修が必要であり、多人数部屋の個室化に伴う定員減(100人→70人、うち長期入所94人→58人)を補うために、民設の入所施設を新設(定員40人、うち長期入所36人)する。障害児施設に入所したままの18歳以上の障害者の松風学園への受け入れも一層積極的に進めることで、市内の過剰児の解消に寄与する。2021年度に新入所施設が竣工し、2026年度に再整備事業完了を予定している。
- ・ 18歳以上の障害児入所施設利用者への対応(「過剰児問題」)が喫緊の課題となっている。過剰児とは、18歳を過ぎても地域の大人の施設に移行ができず、障害児施設で暮らし続ける障害者である。18歳以上の障害者は就労支援施策や自立訓練を通じて地域移行を促進する等、大人としての適切な総合的支援が必要とされており、2012年施行の児童福祉法改正により、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととしたが、経過措置の期間内に移行調整が十分進まず、その多くが障害児入所施設に留まっている状況がある。過剰児の受け入れに適した施設が不足するなどの現状もあり、その受け皿確保が重要な社会課題となっている<sup>14</sup>。
- ・ また、厚生労働省が実施した「障害児入所施設移行状況に関する調査」によれば、18歳以上(過剰児含む)の移行を進める上での課題点として最も多い回答を得たのが「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」であり、地域のグループホームや障害者支援施設に空きが少なく、入所を希望している施設に中々入れない等の課題が明らかになっている。

■18歳以上(いわゆる過剰児を含む)の移行を進める上での課題点(福祉型、施設数：n=186)



[出所:『障害児入所施設移行状況に関する調査』の結果(厚生労働省、2021年12月公表)]

### 3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境・社会面の目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関する

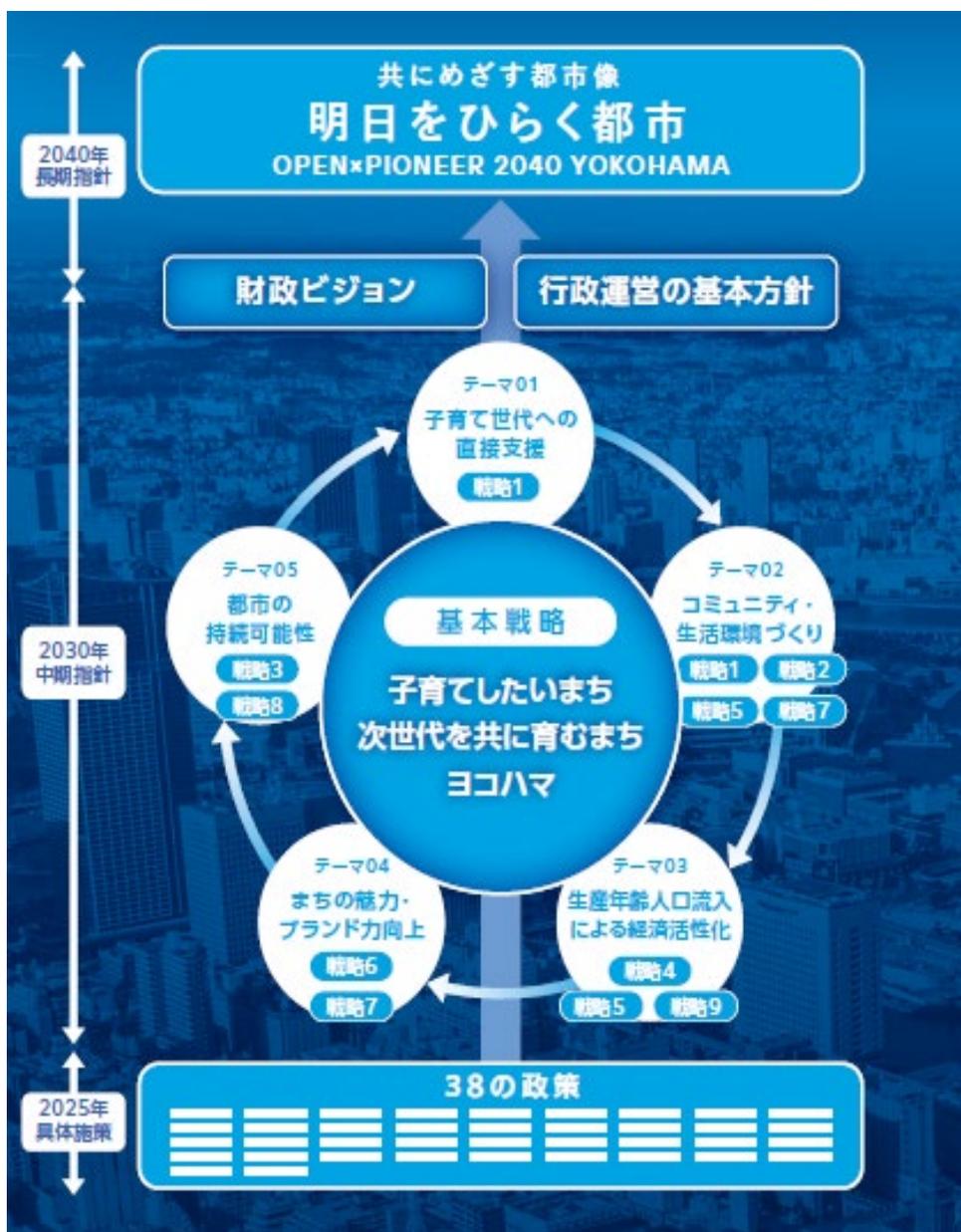
<sup>14</sup> 厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」がまとめた「障害児入所施設の機能強化をめざして— 障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書 —」(2020年2月)によれば、「入所児童の最善の利益を保障する観点からは、地域や他施設に適切な受け皿がないのに、18歳以上となったことをもって強制的に退所させられることにより、本人が行き場のない状態に陥ることがあってはならない。他方で、18歳以上を対象とする障害福祉サービスも多く、年齢に応じてこうしたサービスを利用する機会が確保される必要がある」とされる。

プロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 環境面での目標・社会的な目標

- 横浜市は2022年12月、「横浜市中期計画 2022-2025」(以下、中期計画)を策定した。計画策定にあたっての基本認識として、人口減少局面に入り、社会のあらゆる分野で担い手が不足することによる、地域コミュニティや市内経済の活力低下、市税収入の減少・社会保障経費の増加、都市インフラの老朽化の進行などに伴う、市民サービスの維持等の課題が見込まれるとしている。また、地震や激甚化する風水害などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症など、市民の安全・安心を脅かす諸課題への迅速な対応、脱炭素などの地球温暖化対策、社会のデジタル化といった既に直面している課題への対応も求められているとしている。

■ 中期計画の全体像



[出所: 横浜市中期計画 2022-2025(概要版)]

- 中期計画においては、人口減少社会にあつてこそ、横浜に関係するすべてのステークホルダーとの協働・共創の力で未来を切り拓いていく必要があるとの認識のもと、2040年頃の横浜のありたい姿を「共にめざす都市像：明日をひらく都市」として策定している。その実現に向け、次世代を育み都市としての活力を生み出しつづけることが最重要であるとしたうえで、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を2030年頃までの基本戦略に掲げている。中期計画では、共にめざす都市像の実現に向けた10年程度の方向性・姿勢を基本戦略で明確化した上で、9つの中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間の4年間に重点的に取り組む38の政策をとりまとめている(上図参照)。中期計画では、財政ビジョンの実現に向けて基本戦略への貢献度が高い策を優先して実行していくことと、行政運営の基本方針を踏まえた行政サービスの最適化をセットで進め、基本戦略の推進とともに将来の財源を確保するとしている。
- 本フレームワークで定める適格プロジェクトは、中期計画で定める9つの戦略及び同政策の中の一環として位置付けられている。

■ 中期計画の戦略

## 9つの戦略及び38の政策

### 戦略1 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

※ 24P-37P

若い世代が横浜に住み、希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりなど、子ども・子育て支援のより一層の充実を図ります。

「自ら学び 社会とつながり」とともに未来を創る人々の育成を目指し、全ての子どもへの質・能力の向上につながる教育の充実を図ります。

**関連する政策**

- 1 切れ目なく力強い子育て支援 ~妊娠・出産期・乳幼児期~
- 2 切れ目なく力強い子育て支援 ~乳幼児期・学童期~
- 3 困難な状況にある子ども・家庭への支援
- 4 児童虐待・DVの防止と社会的保護の充実
- 5 子ども一人ひとりを大切にした教育の推進
- 6 豊かな学びの環境の実現

### 戦略2 誰もがいきいきと生活活躍できるまちづくり

※ 38P-61P

健康で生きがいを感じ、住み慣れた場所や希望する場所で自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現します。

医療や介護が必要になっても自分らしく安心して生活することができるよう、介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。

**関連する政策**

- 7 市民の健康づくりと安心確保
- 8 スポーツ環境の充実
- 9 地域コミュニティの活性化
- 10 地域を支えあいの推進
- 11 多文化共生の推進
- 12 ジェンダー平等の推進
- 13 障害児・者の支援
- 14 暮らしと自立の支援
- 15 高齢者を支える地域包括ケアの推進
- 16 在宅医療や介護の推進
- 17 医療提供体制の充実

### 戦略3 Zero Carbon Yokohamaの実現

※ 62P-67P

2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、2030年度の温室効果ガス削減目標を50%とし、市民や事業者等の皆様の連携した取組を進め、脱炭素を通じた本市の更なる成長につなげます。

SDGs実現に向けた取組を推進し、2030年のSDGs達成に貢献するとともに、循環型社会の構築を目指します。

**関連する政策**

- 18 脱炭素社会の推進
- 19 持続可能な資源循環の推進

### 戦略4 未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現

※ 68P-71P

中小・小規模事業者の事業継続・発展に向けた支援や多様なプレーヤーによるオープンイノベーションの推進、外国人材・外国企業に選ばれる魅力的な環境づくりなどにより、横浜経済の更なる成長や「国際都市・横浜」としての魅力づくりを進めます。

**関連する政策**

- 20 中小・小規模事業者の経営基盤強化
- 21 産官協働の活性化
- 22 スタートアップの創出・イノベーションの推進
- 23 観光・MICEの振興
- 24 市内大学と連携した地域づくり
- 25 国際ビジネス支援と地球規模課題解決への貢献
- 26 世界から集いつながる国際都市の実現

### 戦略5 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり

※ 52P-55P

良好な住環境を維持し、働き方やライフスタイルの変化への対応、地域交通の維持・充実等により、多様な暮らし方ができる持続可能な郊外住宅地のまちづくりを目指します。

**関連する政策**

- 26 人を惹きつける郊外部のまちづくり
- 27 豊かで暮らしやすい住み・環境づくり
- 28 日常生活を支える地域交通の実現
- 29 郊外部の外出支援の推進
- 30 郊外部の利便性向上による持続可能な郊外住宅地のまちづくり

### 戦略6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり

※ 56P-59P

国内外から人や企業が集い活躍できる環境の充実や、来訪者が訪れたいくなる魅力的なまちづくりを一体的に進めます。

既存施設等の再編による再生・機能強化、文化芸術創造都市施策による魅力にぎわいの創出などにより成長と活力ある都市を実現します。

**関連する政策**

- 26 活力ある都心部・臨海部のまちづくり
- 30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進

### 戦略7 花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現

※ 69P-70P

多様な楽しみをもたらす花・緑・農・水を活かしたガーデンシティ横浜の推進や生物多様性保全への理解と行動の促進、活力ある都市農園の創出を通じて、2027年開港予定の国際開港場の成功につなげ、横浜ならではの魅力とにぎわいの創出し、自然共生による豊か暮らしを実現します。

**関連する政策**

- 31 自然豊かな都市環境の充実
- 32 都市ブランド力の向上に資する活動の推進
- 33 活力ある都市農園の展開

### 戦略8 災害に強い安全・安心な都市づくり

※ 72P-73P

大規模な地震や風水害等の自然災害が発生しても、市民の命を守り、都市機能の維持・迅速な復旧復興ができるようハードとソフトの両面からの取組を進め、誰もが安全・安心に暮らせる強靱な都市を実現します。

**関連する政策**

- 33 地震に強い都市づくり
- 34 風水害に強い都市づくり
- 35 地域で支える防災まちづくり

### 戦略9 市民生活と経済活動を支える都市づくり

※ 74P-77P

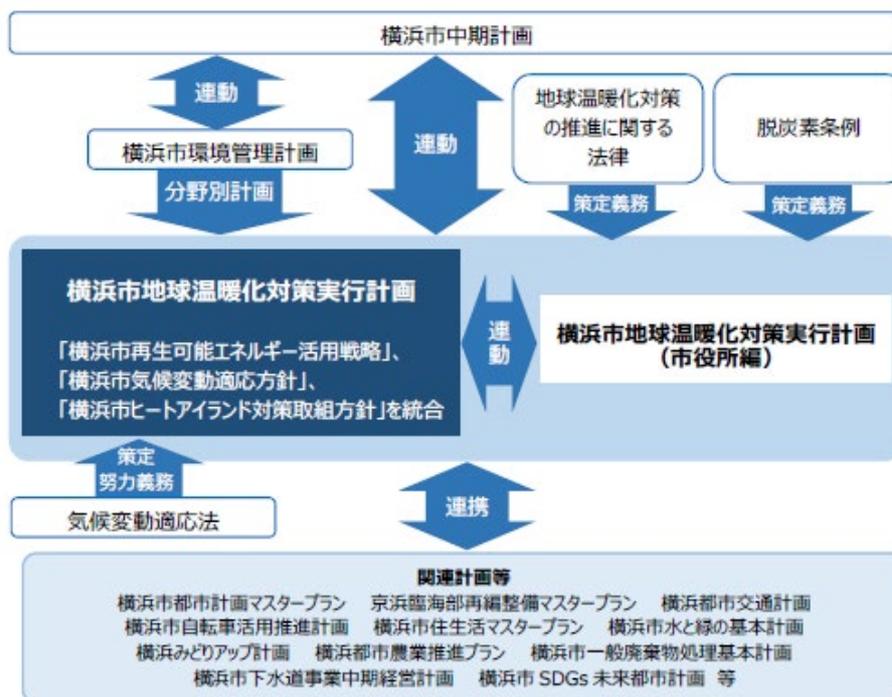
交通ネットワークや国際競争力のある港などの整備を推進し、横浜経済の更なる発展と国内外からの人・投資を呼び込みます。公共施設の安全更新を計画的かつ効果的に進め、都市機能の強化を実現します。

**関連する政策**

- 35 交通ネットワークの充実
- 36 国際競争力のある総合港湾づくり
- 37 公共施設の計画的・効果的な安全更新

[出所: 明日をひらく都市 横浜 横浜市中期計画 2022-2025]

## ■横浜市地球温暖化対策実行計画の位置づけと関連計画等



[出所: 横浜市地球温暖化対策実行計画]

- 2023年1月、横浜市は「横浜市地球温暖化対策実行計画」及び同市役所編(計画期間: 2022年度～2030年度)を改訂した。これらは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)、「気候変動適応法」第12条に基づく地域気候変動適応計画、「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」(以下、脱炭素条例)第7条に基づく脱炭素社会の形成の推進に関する基本的な計画として、地球温暖化対策の総合的な推進を図るものである。また、環境基本計画にあたる「横浜市環境管理計画」の分野別計画として位置付けられている。

## (2) 規準

- 適格プロジェクトの事業名称、環境・社会面の目標及びプロジェクトの評価・選定のプロセスを本フレームワークに明記している。適格プロジェクトは、インパクトを定量的に把握することが可能な事業に限定している。
- 適格プロジェクトは予算において編成された各事業の中から、法令の規定により地方債の財源とすることの可能な事業を対象を絞っている。

## (3) プロジェクトの評価・選定のプロセス

- 中期計画で掲げる9つの戦略及び38の政策を踏まえ、財政局資金課が環境・社会面において明確な便益が見込まれる事業をプロジェクト候補として抽出している。
- 財政局資金課が各事業課と協議しその適格性を評価した上で、財政局長が本フレームワークにおいて対象となる事業を適格プロジェクトとして選定している。

- 横浜市は、人口減少社会にあつてこそ、横浜に関係するすべてのステークホルダーとの協働・共創の力で未来を切り拓いていく必要があるとの考えから、2040年頃の横浜のありたい姿を「共にめざす都市像：明日をひらく都市」としている。「明日をひらく都市」の実現に向けて、次世代を育み、都市としての活力を生み出しつづけることが最重要であるとしたうえで、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を2030年頃までの基本戦略に掲げ、中期計画(計画期間：2022～2025年度)では、共にめざす都市像の実現に向けた10年程度の方向性・姿勢を基本戦略で明確化した上で、9つの中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間内に重点的に取り組む38の政策をとりまとめており、本フレームワークで定める13の適格プロジェクトは、上記の政策の一環として明確に位置付けられている。
- 本フレームワークで定めるグリーン適格プロジェクトについては、横浜市地球温暖化対策実行計画、同市役所編及びこれらの関連計画において重要な戦略的意義を有している。横浜市は2018年10月に横浜市地球温暖化対策実行計画を改定し、2050年までの脱炭素化を目指す「Zero Carbon Yokohama」を掲げた。2021年には地球温暖化対策の推進とともに市内経済循環と持続可能な発展の実現を目指す脱炭素条例を施行、さらに2022年2月には2030年度までの温室効果ガス削減目標を国の目標を上回る「2013年度比50%」に引き上げることを宣言した。2023年1月の改訂では「市役所の率先行動」や2027年に横浜で初の万博開催となる国際園芸博覧会を見据えた「脱炭素に対応したまちづくり」を重点取組に掲げ、脱炭素に向けた取組みを加速している。
- 適格プロジェクトは、予算において編成された各事業の中から、インパクトを定量的に把握することが可能であり、かつ法令の規定により地方債の財源とすることの可能な事業を対象を絞っている。適格プロジェクトは事業評価が適切に実施され、地方自治法等の関係法令に基づき策定され、必要な市会の議決を経たものとなっている。財政局資金課が各事業課と協議しその適格性を評価した上で、財政局長が適格プロジェクトとして選定している。以上より、プロジェクトの評価・選定のプロセスは妥当と判断した。

#### (4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- 適格プロジェクトは、地方自治法等の関係法令に基づき策定され、必要な市会の議決を経たものとなり、その中で、環境・社会リスクの特定も踏まえた事業評価が適切に実施されている。
- また、環境面への配慮として、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入が検討される他に、「横浜市グリーン電力調達制度」(横浜市 2006年)に基づいた電力調達等が行われる。
- 環境・社会面における重大な負のインパクトを直接的に生じさせることが明らかになった事業については、適格プロジェクトから速やかに除外される。

## 4. 調達資金の管理

調達資金をグリーン/ソーシャルプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- 本フレームワークに基づく調達資金は法令・条例等の定めるところにより適切に管理される。地方自治法第208条によれば、「地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」ため、本フレームワークによる調達資金は、当該年度中に資金充当が完了する。一時的に発生する未充当資金は現金または現金同等物、短期金融資産などの流動性の高い資産により運用される。

- ・ 予算編成においては、市債を充当する事業と市債を充当する額を紐づけて管理しており、充当する資金は経理区分に従って分類され、その資金使途が明確に管理される。
- ・ 全ての歳入歳出は、各会計年度の終了後に決算関係書類を調製し、監査委員の決算審査とともに市会の認定を受ける。

## 5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。グリーンプロジェクトの環境改善効果に係る指標・ソーシャルプロジェクトの社会的効果に係る指標は、環境面での目標・社会的な目標に整合している。レポーティングは適切である。

### (1) 開示の概要

- ・ グリーンボンド原則 2021、ソーシャルボンド原則 2023 及びサステナビリティボンド・ガイドライン 2021 における「透明性向上のための重要な推奨事項」を踏まえ、本フレームワークを横浜市のホームページで開示する。
- ・ 債券発行後のレポーティングは調達資金が全額充当されるまでの間、年次での開示を予定している。なお、資金充当状況及び環境・社会面のインパクトは、いずれも事業単位かつ債券単位で開示する。調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は、速やかに開示する。

### (2) 環境・社会的効果に係る指標

- ・ グリーンプロジェクトの環境改善効果、ソーシャルプロジェクトの社会的効果の開示に関しては以下の内容を予定しており、環境面での目標・社会的な目標に整合している。

#### ■ 開示事項、タイミング、方法等について

|                          | 開示事項   | 開示タイミング                         | 開示方法          |
|--------------------------|--|---------------------------------|---------------|
| 状況<br>資金<br>充当           | ・ 調達資金を充当した事業のリスト<br>・ 調達金額と各事業への充当金額<br>・ 未充当額の残高及び運用方法 | 適格プロジェクトに調達資金が全額充当されるまでの間、年次で開示 | 横浜市のホームページで開示 |
| の<br>イン<br>パクト<br>環境・社会的 | 環境・社会的な改善効果に関して、実務上可能な範囲で開示する。                           |                                 |               |

- ・ 神奈川東部方面線整備については CO2 排出削減量の見込値(t-CO2)をその前提とともに開示し、その他のグリーン適格プロジェクトについては整備実績を示す指標や計画に対する進捗率を開示する。ソーシャル適格プロジェクトについては、各事業の概要、対象となる人々に加えて、施設の整備数や定員数などのアウトプットに相当する指標を開示する。

- ・ 中期計画期間内の各政策及び各施策の成果を分かりやすく示す指標を開示していく。適格プロジェクトに関するアウトカム、インパクトについて、それらの指標等を参照して把握することが可能である。

#### ■グリーン/サステナビリティプロジェクト

| 対象プロジェクト               | レポート項目   |
|------------------------|--|
| 神奈川東部方面線整備             | ・CO2 排出削減量の見込値(t-CO2)及びその前提                      |
| 市役所 RE100 推進事業         | ・LED 化率(%)                                       |
| 公園整備事業((仮称)旧上瀬谷通信施設公園) | ・実施面積(m <sup>2</sup> )                           |
| 河川整備                   | ・護岸整備(m)/護岸整備率(%)                                |
| 下水道整備                  | ・汚染の防止及び抑制:実施距離(km/年)<br>・気候変動対応:整備対象地区の対策完了率(%) |

#### ■ソーシャル/サステナビリティプロジェクト

| 対象プロジェクト     | レポート項目                 |                                |
|--------------|------------------------|--------------------------------|
|              | アウトプット                 | アウトカム/インパクト                    |
| インフラ施設の整備、改修 | ・整備施設数(件)              | ・災害に強く安全・安心でユニバーサルデザインが実現された都市 |
| 保育所等整備       | ・定員数(人)                | ・子育て・教育環境の整備                   |
| 特別養護老人ホーム整備  | ・整備数(人分)<br>・利用者数見込(人) | ・高齢者福祉の充実                      |
| 地域ケアプラザ整備    | ・整備数(件)                | ・高齢者・障害者福祉等の充実                 |
| 文化施設整備       | ・施設概要<br>・利用者目標(人/年)   | ・地域社会における孤独・孤立の解消や地域コミュニティの充実  |
| 小中学校整備       | ・整備数(件)<br>・利用者数見込(人)  | ・子育て・教育環境の整備                   |
| 児童福祉施設整備     | ・施設定員数(人)              | ・児童虐待対策の充実                     |
| 障害者支援整備      | ・利用者数見込(人)             | ・障害児・者支援の充実                    |

以上

## 【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

## 【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。